

1 定 款

社会福祉法人宮之城ひまわり会

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 保育所の経営
 - (ロ) 一時預かり事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人宮之城ひまわり会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2 1 1 5番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係があるもの（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ）の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

- 第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を防げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了とする時までとすることができる。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第9条 評議員の報酬については、支給しない。ただし、評議員が法人等の用務のために要した費用については、別途定める役員・評議員旅費規程により支給する。
- 2 評議員には費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第11条 評議員は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更

- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実の計画の承認
- (9) 事業計画書及び収支予算書
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 解散
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇所以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員会は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会に議長を置き、議長は、その都度評議員の互選で定める。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 評議員会の議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選任された議事録署名人二人は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事6名
 - (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(役員資格)

第18条 社会福祉法人法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係にあるものを含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係があるものを含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、名監事は、相互に親族その他特殊の関係があるものであってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を防げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとすることができる。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第24条 この法人に職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定。

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 鹿児島県薩摩郡さつま町山崎字前田861番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 山崎保育園園舎1棟（360.45平方メートル）

(2) 鹿児島県薩摩郡さつま町広瀬字松ヶ迫1242番地7所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 佐志保育園園舎1棟（360.45平方メートル）

(3) 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地字東谷2115番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 太陽保育園園舎1棟（360.45平方メートル）、木造スレートぶき平家建太陽保育園多目的ルーム（35.19平方メートル）

鉄骨造陸屋根平屋建園舎（'16増築）（102.88平方メートル）

(4) 基本財産特定預金97,952,605円

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員の承認を得て、鹿児島県知事の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、鹿児島県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧の供するものとする。

（事業報告及び決算）

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸貸対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸貸対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の認定を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を得なければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第38条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第7章 解散

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の議決を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、鹿児島県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鹿児島県知事に届け出なければならない。

第6章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人宮之城ひまわり会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	末永忍
常務理事	宮田和子
理事	野村耕治
理事	児玉清美
理事	福原成夫
理事	四位岑生
理事	久保克己
理事	内野重信
監事	吉田龍也
監事	福島末男

(附則)

この定款は、平成17年3月1日から施行する。

(附則)

この定款は、平成17年11月24日から施行する。

(附則)

この定款は、平成19年3月1日から施行する。

(附則)

この定款は、平成21年3月1日から施行する。

(附則)

この定款は、平成21年6月15日から施行する。

(附則)

この定款は、平成22年4月23日から施行する。

(附則)

この定款は、平成23年3月1日から施行する。

附則

- 1 この定款は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は4名とする。

2 定款細則

社会福祉法人宮之城ひまわり会

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人宮之城ひまわり会（以下「法人」という。）定款第27条の規定により、法人の管理運営及び業務の執行について必要な事項を定めることを目的とする。

(業務の決定と職務権限)

第2条 定款第9条の規定による理事会の決定事項については、別表1のとおりとする。

2 理事長及び常務理事並びに施設長の職務権限については、別表2のとおりとする。

3 規定、規則等の制定改廃にかかる議決分掌については、別表3のとおりとする。

(理事の意思表示)

第3条 理事は、やむを得ない理由により理事会に出席できないときは、定款第9条第6項の規定による意思の表示を別紙1の様式により行うものとする。

第2章 理事会

(招集手続)

第4条 理事長は、毎事業年度年3回理事会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要と認めるときは、臨時に理事会を招集することができる。

3 理事長は、理事会を招集するときは、招集の日時、場所及び会議に付すべき議案を会日の7日前までに書面をもって各理事に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(開会)

第5条 理事長は、会日の定刻にいたり、出席した理事の数を確認し、定款に定めた理事会の成立及び議決の定足数を充足したことを確認したのち、開会を宣するものとする。

(関係者の出席)

第6条 議長は必要あるときは、職員等関係者の出席を求め、運営状況等必要事項について説明させることができる。

(議長の議決権)

第7条 理事会における単純多数決（過半数で決定）用件の議案については、議長の議決権は可否同数のときに行使するものとする。したがって、理事会は、過半数を超える出席数に1名を加えた出席数が議決に要する最少必要数になることに留意するものとする。

2 理事会における特別多数決（3分の2以上で可決）要件の議案については、議長は最初から議決権を行使するものとする。

(議事録等)

第8条 理事会議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日及び時間
- (2) 開催場所
- (3) 出席者氏名
- (4) 理事現員
- (5) 定足数に関する規定（定款の引用）
- (6) 議事録署名人（2名の選出）
- (7) 議案
- (8) 議案に関する発言内容
- (9) 議案に関する評決結果
- (10) 議長及び議事録署名人の署名又は記名押印、その年月日
- (11) その他必要と認めた事項

2 作成した議事録は、理事長が常に閲覧できるように保管するものとする。

(欠席理事への議案書の送付)

第9条 理事長は、理事会に欠席した理事に、理事会における審議の概要及び議決結果を記載した書面を理事会終了後の7日以内に送付しなければならない。

第3章 監事

(理事会等への出席)

第10条 監事は、原則として理事会に出席するものとし、また発言することができる。
ただし、議決に加わることはできない。

(監査報告書の作成)

第11条 監事は、社会福祉法第40条及び法人定款第11条の規程によりその職務を行ったときは、監査の概要及び意見を付した監査報告書を作成し、署名押印して監査終了後10日以内に理事長に提出し、理事会において報告しなければならない。

第4章 役員の選任

(役員選任手続)

第12条 理事長は、役員の任期満了前の理事会において、次期役員となるべき者を選出して、理事会の同意を得たうえで、選任された者に委嘱状を交付しなければならない。

2. 選任された役員は、就任承諾書及び履歴書を理事長あて提出しなければならない。

(補欠役員選任手続)

第13条 補欠役員の選任については、前条の規定を準用する。

第5章 事務局

(事務局の分掌事務及び職員の職務)

第14条 本会に事務局を置き、その分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 職員の身分、給与及び福利厚生に関すること。
- (2) 理事会に関すること。
- (3) 諸規程に関すること。
- (4) 財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (5) 登記事務に関すること。
- (6) 事業計画及び予算に関すること。

- (7) 事業報告及び決算に関すること。
- (8) 資金の計画、調達及び運用に関すること。
- (9) 定款第1条に規定する事業の推進に関すること。
- (10) その他理事長が必要と認めたこと。

第6章 事務執行

(事務の専決)

第15条 法人定款第9条第1項ただし書きに規定された理事長専決である日常の軽易な業務については、次のとおりとする。

- (1) 施設長の任免その他重要な人事を除く職員の任免に関すること。
- (2) 職員の日常の労務管理、福利厚生に関すること。
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。
- (4) 設備資金の借入に契約であって予算の範囲内のもの。
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち請書を徴する5万円以上のもので、次に該当するもの。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設整備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (7) 損傷その他の理由により不用となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- (8) 予算上の予備費の充用。
- (9) 入所児童の日常の処遇に関すること。
- (10) 寄付金の受け入れに関すること。
 - ただし、法人運営に重大な影響があるものは除く。
 - なお、これらの中には諸規定において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

第7章 雑 則

(事業計画及び予算執行の特例)

第16条 特別の事情が生じ、年度開始前に、新しい年度の事業計画及び予算が議決されなかったときは、これが議決されるまでの間、理事長は前年度に準じて事業及び予算を執行することができる。ただし、このことについては、次の理事会にその状況を報告しなければならない。

(附 則)

平成17年4月1日から施行する。